

令和5年第5回美幌町議会定例会会議録

令和5年9月12日 開会

令和5年9月15日 閉会

令和5年9月15日 第4号

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名
(諸般の報告) | |
| 日程第 2 | 議案第 37 号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 日程第 3 | 議案第 38 号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 39 号 | 美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について |
| 日程第 5 | 議案第 40 号 | 美幌町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制
定について |
| 日程第 6 | 議案第 41 号 | 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算 (第 5 号) について |
| 日程第 7 | 議案第 42 号 | 令和 5 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
について |
| 日程第 8 | 議案第 43 号 | 令和 5 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) につ
いて |
| 日程第 9 | 議案第 44 号 | 令和 5 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 10 | 議案第 45 号 | 令和 5 年度美幌町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) に
ついて |
| 日程第 11 | 議案第 46 号 | 令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算 (第 1 号)
について |
| 日程第 12 | 認定第 1 号 | 令和 4 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 認定第 2 号 | 令和 4 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて |
| 日程第 14 | 認定第 3 号 | 令和 4 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第 15 | 認定第 4 号 | 令和 4 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て |
| 日程第 16 | 認定第 5 号 | 令和 4 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定につ
いて |
| 日程第 17 | 認定第 6 号 | 令和 4 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定に
ついて |
| 日程第 18 | 認定第 7 号 | 令和 4 年度美幌町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 19 | 認定第 8 号 | 令和 4 年度美幌町病院事業会計決算認定について |
| 日程第 20 | 意見書案第 8 号 | 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書につい
て |
| 日程第 21 | 意見書案第 9 号 | 肥料・燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書
について |
| 日程第 22 | 意見書案第 10 号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について |
| 日程第 23 | 報告第 7 号 | 健全化判断比率について |
| 日程第 24 | 報告第 8 号 | 資金不足比率について |
| 日程第 25 | 報告第 9 号 | 放棄した債権の報告について |
| 日程第 26 | 報告第 10 号 | 令和 4 年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検
・評価の報告について |

日程第 2 7 報告第 1 1 号 例月出納検査報告について（5 月～7 月分）

日程第 2 8 議員の派遣について

日程第 2 9 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番	木 村 利 昭 君	副議長	2 番	馬 場 博 美 君
3 番	横 山 清 美 君		4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	宮 崎 奈津江 君		6 番	上 杉 晃 央 君
7 番	稲 垣 淳 一 君		8 番	藤 原 公 一 君
9 番	伊 藤 伸 司 君		1 0 番	吉 住 博 幸 君
1 1 番	大 江 道 男 君		1 2 番	松 浦 和 浩 君
1 3 番	大 原 昇 君	議 長	1 4 番	戸 澤 義 典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	西 村 与志博 君	教 育 教 育 長	

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	那 須 清 二 君
町民生活部長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	遠 國 求 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	横 山 聖 二 君
会 計 管 理 者	田 中 三智雄 君	総 務 課 長	斉 藤 浩 司 君
危 機 対 策 課 長	多 田 敏 明 君	政 策 課 長	沖 崎 寿 和 君
地 方 創 生 担 当 主 幹		財 務 課 長	吉 田 善 一 君
兼デジタル推進主幹	竹 下 護 君		
町民活動課長	佐久間 大 樹 君	戸 籍 保 険 課 長	佐々木 斉 君
		選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君	社 会 福 祉 課 長	水 上 修 一 君
保 健 福 祉 課 長	立 花 良 行 君	農 林 政 策 課 長	橋 本 勝 君
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	
耕 地 林 務 主 幹	伊 藤 寿 君	農 業 振 興 主 幹	午 来 博 君
商 工 観 光 課 長	鶴 田 雅 規 君	建 設 課 長	森 口 尚 博 君
建 築 主 幹	宮 田 英 和 君	建 築 技 術 主 幹	廣 田 吉 輝 君
環 境 管 理 課 長	影 山 俊 幸 君	上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信 君
病 院 総 務 課 長	以 頭 隆 志 君	地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春 君
事 務 連 絡 室 次 長	藤 田 静 思 君	教 育 部 長	遠 藤 明 君
学 校 教 育 課 長	中 尾 亘 君	学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹 君

社会教育課長 浅野 謙司 君
博物館課長 鬼丸 和幸 君
監査委員事務局次長 小室 秀隆 君

スポーツ振興課長 弓山 俊君
監査委員事務局長 小室 保男 君

○議会事務局出席者

事務局長 小室 保男 君
議事係長 高田 秀昭 君
庶務係 金子 未准 君

次長 小室 秀隆 君
庶務係長 小村 田剛 君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和５年第５回美幌町議会定例会第４日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１３番大原昇さん、１番木村利昭さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 議案第３７号

○議長（戸澤義典君） 日程第２ 議案第３７号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 議案の４０ページ

をお開き願います。

議案第３７号損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明申し上げます。

町は、古梅ダム畑地かんがい施設で発生した漏水事故の損害賠償の額を下記のとおり決定し和解するため、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和４年１１月７日に発生いたしました漏水事故により、町は被害者であります本庄孝之様に損害を与えておりましたが、その損害についてこのほど賠償額の合意をいただくことができました。

このことに伴いまして、損害賠償の額と和解に関する議決をお願いするものでございます。

記以下につきまして、１、損害賠償の額は２９５万９、０００円であります。

２、損害賠償の相手方は、美幌町字報徳４５７番地の６にお住まいの本庄孝之様であります。

事故の概要は、令和４年１１月７日、月曜日、午前９時頃、美幌町字報徳４６２番地１５の圃場に埋設された、古梅ダム畑地かんがい施設報徳第１幹線第８支線の漏水事故により、圃場の洗掘及び土砂流亡により、のり面部分を崩壊させたものでございます。

今回の事故は、圃場内配管の劣化により漏水したものと考えられ、漏水によって畑に影響を及ぼした部分の復旧費は、免責の１０万円を除き、町が加入しております賠償責任保険での対応となります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

６番上杉晃央さん。

○６番（上杉晃央君） 損害賠償の額の中身ですけれども、これはのり面部分の崩壊の復旧だけなのか。それとも、それにプラ

スしてなのか。分からないですけれども、この時期、11月に農産物の収穫があったとすれば、その農産物の被害の補償とか、そのようなものが含まれているのかどうか、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらに植えられていた作物は緑肥です。ということで、補償の対象と捉えておりませんので含まれておりません。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） ここまでの補償が決まるまでに1年間近くかかっているのですけれども、原因が明白であるにもかかわらず、なぜ約1年間かかってようやく解決できたのかなと思っています。その辺の事情を教えてくださいと思います。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの質問にお答えいたします。

事故発生から約9か月経過しているのですけれども、まず一つは、施工業者に見積りをとっておりまして、どのような形で復旧するか、被害を受けた本庄様と調整する時間、そこからの見積書が出てくるまでに時間がかかっております。それと、損害賠償保険に入っておりますので、保険会社での金額の査定期間、このようなものがかりまして、町としては見積書をすぐに保険会社へ出しております。

そこからの回答待ちでこのような時間になったというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、上杉議員が聞いて、去年の場合は緑肥であるから余り影響はなかったということです。のり面崩

壊した部分で、今年の作付け、仮にビート、芋、小麦だとか、そのようなものを植えるとした場所であれば、やはり、その辺にも影響があったのかなと思いますが、その辺の影響というのはなかったのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの質問にお答えいたします。

のり面の修繕というところで、実際の畑地部分に影響はなかったというところで

す。
例えば、ほかに作物を植えたところで影響が出るかというところでは出ていないと聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 関連ですが、供用を開始してから相当経っていて、このような事件が起きました。現在、地中に埋まっているのですけれども、今後、それが判明したり、確認したりするのは相当厳しいと思います。

この間、この地区の何人かから同じような話をされました。

何十年も前の話ですけれども、そのときにその部分というのは、10年後20年後どうなるのだという形で点検作業だとかは行われたのかという質問をされましたので、お答えをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの質問にお答えいたします。

設置後20年ほど経過しておりまして、機能保全計画といたしまして、全体を見て機能保全診断を行っているところであります。

こちらで行ったのは、まず、目視できる部分、弁類は地上にも出ている部分がございますので、そこの中でさび等があるかな

いかという劣化具合は判断できます。

埋設管につきましては、基本的には地上に出ている漏水があるかないかだとか、そのような部分を早急に発見することが、今できることなのかなと思っております。

年数が経過することによって、当然、管の布設替えが必要になってくると思います。が、耐用年数40年というところでいくと、使用期限が来ているものでもありません。

今後は、そのような課題が出てくるかもしれませんが、今のところは漏水を早急に発見することで損害を少なくするというところに努めていくと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） この現場の状況写真は見させていただきました。

たまたま私、畑かん技士という資格も持っていて、その観点で見えています。

言葉では畑かんの管、普通は管工事も含めて、このような原因が想定されると思います。

畑かんの場合、もともとの地盤を掘削して施工するのが通常ですが、今は何と云うのでしょうか、均平といって、盛土の上に合った配管だったのかによって原因の特定ができる。

例えば、不等沈下が先にあって管の接続部分が不等沈下によって落ちることで漏水したのか、結果として漏水もあったと思うのですけれども漏水が先なのか、そのような要素の経過は確認されているのでしょうか。

と申しますのは、この畑かん事業、古梅ダムから相当の延長距離があります。今、説明員が言ったように、今後もここばかりではなく、延長的には可能性として、それから、何十年前のことだからという説明があったように、可能性としては逆に膨らん

でくと思うのです。

管としての漏水が先だったのか、不等沈下が先だったのかということの経過、もちろん、原因究明がしっかりされた上で和解に至ったと思います。

その原因究明はしっかりした考え方があったと思いますので、その辺を説明していただけないでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの質問にお答えいたします。

地盤沈下等の確認があったかどうかというところは確認をしておりますが、破損した部分を見る限りは、管の継ぎ手部分の経年劣化による水漏れが原因と捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今度は仕組みの話です。

このような事故は起きないほうがいいのですけれども、工事費という意味で、美幌町が掛けている保険で対応すると。

町長、国との関係で、この事業は国が主体でやってくれたと思ってはいますけれども、やはり、これは美幌町の財産管理も含めた所有物という認識で。所有物だから責任があるという話です。

その辺おさらいになりますけれども、町長、いま一度、国との関係を教えていただけないでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） もともと、この古梅ダムについては国営事業でやらせていただいております。

それは、あくまでも国に施工していただくということで、実際には今、大空町と美幌町で協議会をつくって、その管理をしっかりとさせていただいている状況であります。

今回のように、この施設において事故等が生じた場合にはそれぞれ、美幌町で起き

た場合には美幌町が、大空町で起きた場合には大空町が、起きた場合の範囲においてはそれぞれの施設の修繕をするという形で今、進めさせていただいております。

本体、ダム自体の水源部分については、当時のお互いの受益面積の案分で負担をして管理しているというのが実態であります。

先ほど言いましたけれど、管自体の耐用年数はありますが、経年劣化が見られる部分については、今、両町で管理をお願いしている団体に、国の事業を使って年次的に更新できるものは更新して、なるべくこのような事故がないように努力している状況ではあります。

ですが、今回このような事故が起きて、管の劣化によって漏水したということで報告を受けております。

その補償を相手方にきちんとさせていたきたいという提案でありますので、よろしくをお願いします。

それは、町の財産として管理させていただいています。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

1 番木村利昭さん。

○1 番（木村利昭君） 確認です。

この事故が起こって、しっかり被害者、相手方に賠償する。これは、きちんとした対応で問題ないかと思えます。

経済教育常任委員会でも2度ほど説明を受けていたかと思いますが、今の説明もいただいた上での確認だったのですが、先ほど主幹は、耐用年数40年とおっしゃってありました。

耐用年数40年の中で今回、接続部分の経年劣化、要は、地盤の関係とかそのようなところもあるのかなと思います。

いずれにしても、その耐用年数40年という中で、経年劣化で被害が起こったというのは、私の中で何かつじつまが合わないなと思ったので説明いただきたいです。

また、地盤が動くことによって、接続部分ではこのような事故が起こりやすいのかなというところにおいて、そもそもこの接続工事で大丈夫だったのかどうか。

何が言いたいかというと、業者が適切な工事ができていたのかどうかというところを確認したいのですが。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、管の耐用年数40年というところで、この年数で破損するのがいいのかどうかという部分なのですが、老朽化ではなく経年劣化というところで、継ぎ手の部分はFRP製なのですが、例えば、畑かんを使用するときだとかの開閉に伴う振動だとか、そのようなものが長年積み重なってそこから細かいひびが入って水が漏れていくというようなことが、ほかのところでも見たことがあります。

ここも同じような原因なのではないかと考えております。

地盤沈下があったかどうかという部分は、それが原因だと分かっていないところでありますので、今のところ言えるのは、その部分の経年劣化なのかなと思っております。

○議長（戸澤義典君） 1 番木村利昭さん。

○1 番（木村利昭君） ごめんなさい、私の表現がちょっと悪かったです。

今、地盤沈下というよりは経年劣化だとおっしゃいましたけれども、ここにひびが入ってというお話だと思うのですが、それは多分、最初の段階である程度想像がつく部分だと思います。

それに対して対策をした上で、しっかり施工して納めるということが必要なのではないのかなと思うのです。

管が40年であれば、その辺りの対処をして工事をしなければいけないのかなと。

ごめんなさい、素人的な考えなのです。

が、そのように思うのです。

全て町が悪いみたいな話になるのが、私はどうなのかなというところで確認をしたいと思っていますが、その辺りはどうですか。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの質問にお答えいたします。

工法等につきましては、当時、ここは道営事業で施工されているところであると思うのですが、当然、適正な検査と適正な設計の基に施工されておりますので、その部分は問題ないのかなと思っております。

ただ、もう20年経過しているというところでは、その施工部分に瑕疵があるかどうかは言えない部分であります。

また、今回の事故の原因となる部分は、あくまでもその漏水によって畑部分、圃場に損害を与えたというところで、そこを管理している町が損害賠償責任を負うということになるのかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第38号

○議長（戸澤義典君） 日程第3 議案第38号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書41ページになります。

議案第38号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。

資料2、議案第38号関係。

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

変更目的でございますが、新規に加入する団体が生じたことから、規約を変更しようとするものであります。

北海道市町村職員退職手当組合につきましては、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定化に寄与することを目的に設置された一部事務組合であります。

変更内容であります。組合を組織する団体に後志広域連合を追加いたします。

なお、参考資料の4ページに規約の新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

根拠法令は地方自治法。

施行日は総務大臣の許可の日であります。

以上、議案第38号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第38号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決

します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第39号

○議長（戸澤義典君） 日程第4 議案第39号美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案書42ページになります。

議案第39号美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、議案第39号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、子育て環境を充実させるために助成内容を見直し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るものでございます。

改正内容でございますが、子供に係る医療費のうち満3歳から満15歳までの課税世帯に属する子供の医療費につきまして0.5割の自己負担ということになってございますが、これを廃止し全額助成しようとするものでございます。

なお、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費のうち子供に係る分につきましても、同様に一部自己負担を廃止いたしま

すが、この分につきましては規則による規定となってございますので、今回議案としては上程させていただいておりません。

なお、参考資料6ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

施行日は令和6年2月1日でございます。

以上、議案第39号について御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 今回の条例改正は、平野町長の安心して子育てできる支援ということで、平野町長時代から子供の医療費を無償化するということは、町にとっても多くの住民が望む懸案事項でありました。

今回、満3歳から満15歳までの課税世帯が今まで負担していた0.5割の部分が、来年の2月以降は解消されるということで、その意味では多くの町民が待ち望んでいたことだろうと思います。

土谷町長時代の施策がホップだとすれば、今回、平野町長はステップになるのだと思います。

それで、平野町長が施策として町民の皆さんに約束している高校生までの無償化ということ、いつの時期にジャンプとしてやっていくのか。

この条例の提案に当たってどのような検討がなされて、そして、高校生までの実施のめどというのはいつ頃までに立てるのか、その辺の考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 年齢要件の拡大についての御質問でございます。

今回、現行の中学生までということで条例改正を上程させていただいております

が、高校生までの拡大ということも視野には入れてございます。

この事業、少子化対策にもつながるものでございまして、恒久的な事業になるものと認識をしているところでございます。拡充した後に縮減とはならない性質のものでございますので、次年度以降の事業化に関しましては、町長、総務部と財源確保を含めて、その事業の在り方をしっかり検討した上で進めたいと考えてございます。

実施につきましては、協議を経た上で令和6年のしかるべき時期、なるべく早いうちに事業化して取り進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） そうしますと、この表現が適当かは別にして、15歳までの課税世帯がステップアップだとすれば、今の部長の答弁だと、ジャンプは間違いなく令和6年度中に18歳までの拡大ということで、新たに条例提案するために必要な予算の提案がされると、平野町長、確認してよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、担当から御説明させていただいたとおり、私の公約として早い時期に実施してほしいという話を担当、それから、財政とも詰めておりました。

残念ながら、どうしても事務手続等があって難しいということで、まずは中学生までさせていただくと。

今、答弁の中で、次は高校生までという話があったので、それは令和6年度の早い時期というお話をさせていただきました。

はっきり申し上げますと、受給者証の切り替え時期が毎年8月でして、今、私からリクエストしているのは、3月に提案して8月の切替え時期に何とか高校生までできないかということで指示を出しております。

そのことに対して今、担当でどう取り組むかということで、かなりペースを上げてその取組方法を調整しているところであります。

先ほど、令和6年度の早い時期ということで担当から説明させていただきましたけれども、私としてのリクエストですから、その努力は担当としっかりしていきたいと思っています。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第40号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 議案第40号美幌町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 議案書の43ページになります。

議案第40号美幌町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の7ページを

お開き願います。

資料4、議案第40号関係でございます。

制定目的でございますが、7月13日の豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するに当たり、復旧費用の一部を受益者から分担金として徴収するため、条例を制定しようとするものでございます。

今回の豪雨災害のうち農地等の被害件数は49件となっており、そのうち、復旧にかかる事業費が40万円以上で国の補助事業の対象となるものが4件となっております。

この補助事業は、現時点の補助率を80%と見込んでおり、残りの18%を町が、2%を受益者が負担することとなりますが、この受益者負担分を徴収するためには条例が必要となります。

なお、他の事業における分担金徴収条例は既に本町にも制定されておりますが、今回、適用となる補助事業につきましては本町では初めてとなることから、新たに徴収条例を制定し議会の議決を求めるものでございます。

制定内容でございますが、第1条は本条例の趣旨を、第2条は徴収の対象者を規定しております。第3条は分担金の額について、第4条は分担金の賦課と徴収時期について規定しております。第5条は急施の場合の特例として、災害のため急速に災害復旧事業を行う必要がある場合に、町が応急工事計画を定めてその費用負担を求める場合、土地改良法の規定に基づき徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得ることを規定しております。第6条は分担金の減免規定を、第7条は延滞金の徴収について、第8条は規則への委任について規定しております。

根拠法令は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律及び土地改良法並びに地方自治法でございま

す。

施行日は公布の日から施行し、令和5年7月13日から適用といたします。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号美幌町農地及び農業用施設災害復旧事業負担金徴収条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第41号

○議長（戸澤義典君） 日程第6 議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書45ページになります。

議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の追加、7月13日発生の大雨に係る災害復旧経費、公共交通運転手確保対策に係る支援の経費のほか、企業版ふるさと納税に係る積立金などを追加しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,233万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億8,289万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更及び追加は、第2表、地方債補正により御説明いたしますので、48ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

1段目の医療従事者就業支援等補助事業は、財源振替に伴う予算の経理で10万円を減額し、補正後の限度額を800万円といたします。

過疎対策事業債の借入を予定しており、充当率は100%、交付税措置率は70%であります。

2段目の水道施設等耐震化事業は、補助対象経費の見直しにより水道管路耐震化事業に係る出資金が増となるもので、限度額を補正前の3,340万円から補正後の4,690万円へ1,350万円を増額し、一般会計出資債の借入を予定しており、充当率は100%、交付税措置率は50%であります。

3段目の農業生産基盤整備事業は、道営土地改良事業費の変更に伴いその財源を地方債に求めるもので、限度額を補正前の2,370万円から補正後の2,700万円へ330万円を増額し、過疎対策事業債の申請を予定しております。

4段目の団体営土地改良事業は、基幹水利施設管理経費の変更に伴いその財源を地方債に求めるもので、限度額を補正前の1,520万円から補正後の1,540万円へ20万円を増額し、過疎対策事業債の申請を予定しています。

5段目の緊急自然災害防止対策事業は、福豊川幹線排水路復旧に係る財源を地方債に求めるもので、新たに限度額を2,500万円に設定いたします。

緊急自然災害防止対策事業債の申請を予定しており、充当率は100%、交付税措置率は70%であります。

6段目の農地災害復旧事業は、7月13日発生の大雨に伴う農地災害復旧に係る国庫補助残の財源を地方債に求めるもので、新たに限度額を360万円に設定いたします。

農地災害復旧事業債の申請を予定しており、充当率は90%、交付税措置率は95%であります。

1番下の公共土木施設災害復旧事業は、同じく7月13日発生の大雨に伴う補助災害復旧事業及び一般単独災害復旧事業で、補助災害復旧事業としては、豊富外875号道路の道路陥没に係るもので、国庫補助5分の4の補助残の財源を地方債に求めます。

限度額が320万円、充当率は100%、交付税措置率は95%であります。

一般単独災害復旧事業としては、道路、橋梁が全9路線で限度額が4,650万円、河川が、女満別川及び田中川の法面流出の復旧で限度額が100万円、充当率は100%、交付税措置率は47.5%であります。

補助及び単独事業債、合計で5,070万円の申請を予定しております。

補正後の地方債の総額につきましては、下段に記載のとおり8億678万7,000円となります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、56、57ページをお開き願います。

3、歳出。

増額となる項目を中心に御説明させていただきます。

2款総務費、1項、1目一般管理費、2、人事管理事務費の増のうち業務等委託料、人事給与システムプログラム改修委託料187万円は、地方公務員の定年について

て国家公務員と同様に段階的に引上げ65歳としたことに伴い、人事給与システムプログラムの改修を行うものでございます。

2款総務費、1項、5目企画費、1、政策推進事業費の増のうち積立金1,000万円は、6月13日に株式会社三共後藤建設様から、企業版ふるさと納税により町制施行100周年を迎えた美幌町のために役立ててほしいと1,000万円の御寄附がございましたので、今後の町政推進に活用するためふるさとづくり基金へ積立てをいたします。

新たな関係人口、交流人口の創出や町制施行100周年記念事業基本方針にある、未来を担う次世代へつながる取組に沿った事業を今後精査の上、令和6年度以降に活用したいと考えております。

なお、参考資料10ページ、資料6に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

中段の6目辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業費の増、業務等委託料、石北本線利用促進業務委託料63万円は、令和4年度から石北本線の利用促進を図るため、往復特急乗車券に対し3,000円及び事務手数料を助成する事業で、観光物産協会に事務を委託しております。

当初100人分を計上していたところですが、7月末までの実績により年間300人と見込み増額するものであります。

その下、補助金、公共交通運転手育成支援金60万円は、令和4年度より地域公共交通の担い手育成及び維持確保を図るため、大型、中型、普通、第2種免許の取得費用に対し15万円を限度に2分の1を助成する事業ですが、当初予算2名に対し既に2名の実績があったことから、今後の申請を4名見込み増額するものでございます。

その下、公共交通運転手採用支援金88万円は、全国的に公共交通の運転手が不足

している中、特に、バスの運転手不足は深刻な状況となっていることから、公共交通運転手確保に係る支援策として、運転手採用に係る経費の一部を支援する事業を新たに実施するものです。

一つ目として、広告料及び就職相談会参加に係る交通事業者負担経費の15万円を限度に2分の1を支援するもので、4社を見込み60万円を、もう一つは、運転手の採用に係る面接旅費で交通費及び宿泊費等の交通事業者負担経費の2分の1以内を支援するもので、道外、道内それぞれ4名を見込み28万円を、合計で88万円を計上しています。

その下、公共交通運転手住宅準備支援金160万円は、町内公共交通事業者に従事するための運転手の町内居住に係る経費の一部を支援する事業を新たに実施するものです。

住宅準備支援金として、家賃1か月分、敷金礼金、転居費など20万円を限度に支援するもので、8名分を見込み160万円を計上しています。

下段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金30万円は、6月23日、東京美幌会会員で埼玉県さいたま市にお住まいの湯澤幸子様から、町のために役立ててほしいと30万円の御寄附がございましたので、財政調整基金へ積立てをいたします。

11目諸費、3、過年度税等還付金の増、償還金利子及び割引料200万円は、個人及び法人町民税における大口還付の実績見込みによる増額です。

58、59ページをお開きください。

3款民生費、1項、3目高齢者福祉費、8、介護保険特別会計負担事業費の増、償還金利子及び割引料6万9,000円は、令和4年度保険料軽減費負担金の国庫負担金の確定に伴う負担金の返還金であります。

5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、償還金利子及び割引料

1,899万1,000円は、令和4年度障害福祉サービス給付費等の国庫・道費負担金及び地域生活支援事業費の国庫補助金の確定に伴う補助金、負担金の返還金であります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、償還金利子及び割引料60万6,000円は、令和4年度における子育て関連交付金の国費・道費負担金、補助金の確定に伴う返還金であります。

次の6、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の増、4,122万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分が追加配分されたことから、物価高騰に直面する子育て世帯に対し、児童1人当たり2万円の給付金を支給するための予算計上になります。

国及び北海道は、住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり合わせて5万円を支給する生活支援事業を実施していますが、課税世帯は給付金の対象外となっております。

しかしながら、物価高騰の影響は全ての子育て世帯に及んでいますので、町独自の施策といたしまして住民税の課税世帯に対し、児童1人当たり2万円を支給することで子育て世帯の生活を支援いたします。

支給対象は、令和5年度分の住民税が課税されている子育て世帯で18歳未満の児童が対象となりますが、令和6年2月末までに生まれる新生児も対象とします。

給付に必要な事務費を計上するほか、対象児童を2,000人と見込み、交付金として4,000万円を計上いたします。

下段の4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、2、子ども医療費助成事業費の増、印刷製本費4万1,000円は、子育て世帯の経済的負担を軽減し子育て環境の充実を図るため、自己負担分0.5割が生じている満3歳から満15歳、中学校卒業まで

の住民税課税世帯に属する受給資格者の医療費について、令和6年2月診療分から健康保険適用後の自己負担額を全額助成するため、受給者証の再交付に係る印刷製本費となります。

その下、償還金利子及び割引料2万8,000円は、令和4年度未熟児養育医療費等の国庫負担金の確定に伴う返還金であります。

3、他会計負担金事業費の増、投資及び出資金1,350万円は、水道事業会計における水道管路耐震化事業の補助対象経費の精査に伴う生活基盤施設耐震化等交付金の減により、補助残の4分の1を一般会計から出資するもので、出資金が増となったことによる増額です。

60、61ページをお開きください。

4目環境保全推進費、3、花樹育苗センター管理運営事業費の増、49万5,000円は、花苗を育てているハウス内に設置しているボイラー3台に不具合が生じていることから、更新を行うものです。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、3、ごみ処分場維持管理事業費の増、負担金、生活環境影響調査業務負担金155万7,000円は、斜網地区新中間処理施設整備に当たり、資材の調達遅れや工期の延びが予想されていることを考慮し、令和6年度に発注を予定していた生活環境影響調査のうち、大気質調査及び地上気象調査の一部を令和5年度に前倒して実施することによる負担金で、全体事業費526万8,000円のうち、美幌町負担分29%を負担するものです。

6款農林水産業費、1項、4目農業振興費、1、農業振興事業費の増、補助金、肥料価格高騰対策支援金1,550万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分が追加配分されたことから、コロナ禍における肥料価格高騰の影響を受ける農業者に対し支援を行い、町内の農業経営の安定化を図るもので

す。

令和4年度の肥料価格高騰対策として、国による費用価格上昇分の7割、町が上乗せで0.5割を支援する事業を実施していますが、支援金算定に用いる価格上昇率を全国一律で4割増と決定されたことから、畑作産地の実情である7割増との差、3割に対して0.5割の支援を行うもので、販売実績のある農業者340戸を対象戸数として見込んでおります。

その下、5目畜産業費、1、畜産振興事業費の増、補助金、酪農経営安定対策支援金648万円は、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分が追加配分されたことから、コロナ禍における生乳需要の減少や飼料価格高騰及び電気代の値上げなど、厳しい経営環境に置かれている酪農家の牛の飼育頭数に対し定額で支援するもので、経産牛1頭当たり7,200円を900頭、全14戸を対象戸数として見込んでいます。

次の6目農地費、2、道営土地改良事業費の増、455万6,000円は、記載の3地区の事業費変更に伴う分担金の補正であります。

次の2、団体営土地改良事業費の増、工事請負費、農業用水路復旧工事2,500万円は、福豊川幹線排水路復旧に係る復旧工事、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、実施します。

なお、工事概要につきましては、後ほど参考資料により経済部から御説明を申し上げます。

62、63ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業費の増、庁用備品6万5,000円は、7月12日、美幌町民親睦ゴルフ実行委員会様からスポーツ振興に役立ててほしいと、6万5,000円の御寄附がございましたので、屋内外のイベントで使用できるワンタッチテント1張を購入いたします。

次の3目学校給食センター費、1、学校給食運営事業費の増、

1,153万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分が追加配分されたことから、物価高騰による家計への影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、学校給食費の一部を支援するものです。

学校給食費につきましては、令和2年度から第3子以降の小中学校給食費の無償化を実施していますが、第1、第2子につきまして、令和5年10月から令和6年2月までの納期となる学校給食費の2分の1を支援します。

対象事業は、町外通学者3名を含み900人を見込んで計上しております。

中段の12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当34万8,000円は、子育て世帯特別給付金事務に係る職員の時間外勤務手当の追加になります。

2、会計年度職員給与支給事務費の増、116万8,000円は、福祉部において、職員の退職に伴う配置職員に欠員が生じたため、会計年度任用職員を1名、6か月間任用するための経費を計上いたします。

下段の14款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、1、農地災害復旧事業費の増、2,010万円は、7月13日発生の大雨に伴う農地災害復旧事業に係る補助率増高申請に必要な積算及び資料等の作成業務委託及び農地崩落等による4か所の災害復旧工事です。

農地災害復旧補助事業及び農地災害復旧事業債を活用し、実施します。

なお、工事概要につきましては、後ほど参考資料により経済部から御説明を申し上げます。

64、65ページをお開きください。

2項公共土木施設災害復旧費は、7月13日発生の大雨災害に係る道補助金及び地方債の計上による財源振替となります。

次に、歳入について御説明いたしますので、52、53ページをお開き願います。

2、歳入になります。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金233万6,000円のうち、説明欄に記載の上から三つの項目につきましては、道営土地改良事業3地区の事業費変更に伴う分担金の補正であります。

その下、農地災害復旧調査設計分担金160万円は、7月13日発生の大雨に伴う災害復旧に係る農地崩落等による災害復旧調査設計費の受益者分担金で、調査設計費に係る道補助金の補助率50%の残額を受益者負担金として負担いただくものです。

その下、農地災害復旧費分担金41万円、同じく7月13日発生の大雨に伴う災害復旧に係る農地崩落等による災害復旧工事の受益者分担金で、復旧工事に係る費用の2%を受益者分担金として負担いただくものです。

16款国庫支出金6,760万円は、歳出で御説明いたしましたそれぞれの事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当するための予算措置になります。

本町には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として8,262万6,000円が追加配分されましたが、このメニューに沿った四つの事業を速やかに実施いたしたく、事業実施のため活用するものでございます。

なお、差引き1,500万円余りが充当残として残りますが、燃料・物価高騰の影響を踏まえ、今後、活用を検討し改めて議会の皆様に御提案したいと考えております。

中段の17款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金86万7,000円は、それぞれ説明欄に記載の事業費の変更に伴う増額になります。

8目災害復旧費道補助金3,080万円

は、7月13日発生の大雨に伴う災害復旧に係る補助金で、農地災害復旧事業費補助金1,640万円、及び、その二つ下の公共土木施設災害復旧事業費補助金1,280万円については補助率80%、真ん中の災害復旧事業調査設計委託費等補助金については補助率50%となります。

19款寄附金、1項、1目一般寄附金、一般寄附金の増30万円は、6月23日、埼玉県さいたま市在住の湯澤幸子様から町制施行100周年のお祝いとして、美幌町に役立ててほしいと御寄附があったものです。

その下、企業版ふるさと納税の増、1,000万円は、6月13日、株式会社三共後藤建設様から1,000万円の御寄附があったものです。

4目教育費寄附金、保健体育費寄附金6万5,000円は、7月12日、美幌町民親睦ゴルフ実行委員会様からスポーツ活動の普及とスポーツ振興に役立ててほしいと御寄附があったものです。

5目衛生費寄附金、保健衛生総務費寄附金1万7,000円は、5月31日、昭和57年度美幌医師会附属准看護学院卒業生一同、代表、岡本光江様より、医療従事される方に役立ててほしいと1万7,000円の御寄附があったものです。

今補正において、医療従事者就業支援事業に充当させていただきます。

20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、54、55ページをお開きください。

1目財政調整基金繰入金3,614万9,000円の減は、今回の補正予算の財源調整による減額です。

22款諸収入、5項、5目雑入30万1,000円は、説明欄に記載の道費負担金の額の確定により追加交付があったものです。

23款町債は、第2表地方債補正で御説明いたしましたので、説明を省略させてい

たきます。

以上、議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 参考資料の8ページをお開き願います。

資料5、議案第41号関係。

農業用水路復旧工事及び9ページの農地災害復旧工事につきまして御説明いたします。

まず、農業用水路復旧工事でございますが、下段の工事概要を御覧ください。

工事箇所は3か所ございますが、地区は福住で、豊富から福住へ流れ美幌川に合流する福豊川幹線排水路でございます。

被災状況は、1番は河岸崩壊、2番は護岸崩壊、3番は橋脚背面部の土砂流出で、それぞれ復旧工事を行います。

事業費は2,500万円を計上しており、財源は緊急自然災害防止対策事業債で、充当率は100%、後年度の元利償還金のうち70%が交付税措置されます。

次に、9ページを御覧ください。

農地災害復旧工事でございますが、下段の工事概要を御覧ください。

工事箇所は4か所ございまして、被災状況は、1番と2番は日並地区で農地崩落と土砂流出、3番は福住地区で同じく農地崩落と土砂流出、4番は豊富地区で土砂流出、1番から3番は法面整形工と畑面整地工、4番は畑面整地工を行います。

事業費は2,000万円を計上しており、財源は国庫補助金として農地災害復旧事業費補助金、補助率80%で、補助残は18%が町債、2%が受益者負担分となります。

なお、町債は農地災害復旧事業債で充当率は90%、うち95%が後年度の元利償還金に対し交付税措置されます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず、61ページの上段にある委託料49万5,000円のことなのですが、趣旨からいって款、項、目、節の部分。委託料ではなくて備品購入とか、備品修繕とか、そのような項目に値するのではないかということを委員会の説明の中で言わせてもらいました。

そのことを含めて総務部長にお聞かせ願いたいのです。

簡単に言えば、美幌町の施設のストーブの取替えですから、委託されている業者の判断ではなくて設備管理だと私は思います。

今回ではなく今後、区分の仕方という意味で指摘をしておきたいものですから、承知願いたいと思います。これは、決して委託料の区分ではないと。

美幌町の施設のストーブの取替えなので、趣旨からいって、項目が違うのではないかという一言だけ。

今、これを駄目だとか、いいだとか言うつもりはありませんけれども、今後、そのような扱いをしていただきたいということがまず1点。

次、先ほど経済部長から農業用水路復旧工事ということで説明がありましたが、福豊川幹線排水路、簡単に言えば、発注に当たって一本工事なのか、分けて出すのか。

同じような趣旨で、次に説明を受けた農地災害復旧工事、明らかに箇所が分かれていますよね。

それについても、場所は点在していますが、それでも一本工事を出すのか、その辺の仕分はどのようにになっているのか。

あくまでも仕分です、発注の仕方の仕分をお教え願いたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 1点目の花樹

育苗センター管理運営委託料の補正の内容でございます。

確かに、備品ということでボイラーの取替えをするということでございますけれども、町所有の備品というより、受託業者にボイラーを御用意していただくということで、包括的委託という仕組みをとってございます。

これは、従前から両方でそのような形態をとっておりまして、仕様書の中で備品の管理・修繕というのもうたわれております。

本予算が認められましたら、委託業者と打合せの上、委託契約書を変更し、委託業者の業務の中において取替えをしていただくという予定となっております。

そのため、今回については委託料で計上させていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 災害復旧の工事の関係で御説明申し上げましたが、農業用水路復旧工事と農地災害復旧工事それぞれ1本工事ということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 説明員が建設部だったので、今回はどうだこうだということではなくて、たまたまいろいろな意味で勉強させてもらっている私個人が、その中でやはり仕分というのが肝要かなと思っています。

消耗品程度であれば、委託経費の中で処理すべき項目だということは分かるのです。

基本的に、備品含めて美幌町の施設の設備の話ですので、従来のやり方もあるかもしれないと思いますが、もう一度、見直されたいかがかなというお話として受け止めておいください。

議論をするつもりはありません。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は11時20分とします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第41号

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 私から1点だけ。

議案書の61ページ、ごみ処分場維持管理事業費の増、生活環境影響調査業務負担金の影響調査というのはどのような調査をするのか。

また、この調査地域はどこの地域を対象にしているのか、教えていただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 生活環境影響調査についてお答えいたします。

廃棄物処分場を整備するに当たりまして、周辺住民への影響の調査をするということでございまして、この地区につきましては現在、斜網地区1市4町で計画してございます大空町東藻琴の地区でございます。

内容につきましては、本来であれば、大気質、水質、騒音、振動、悪臭等を調査すべきなのですが、令和10年に供用開始を予定してございますが、そのうち調査に時間のかかる大気質、地上気象調査を前倒して実施するものであります。

前倒しで実施することによりまして約半年、この調査は時間がかかるものですから、供用開始に遅れが生じないように前倒しをしたほうがいいと、コンサルから提案がございました。

このことを受けまして、斜網地区1市4町で、それぞれの負担割合をもって協議会

に負担金を支出し、調査を委託するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 今、部長から東藻琴地区で調査するという事です。

もともと東藻琴は焼却施設があると思うのですけれども、このような調査は当然、従前からやっているとありますが、その辺、再度調査するのかわかりお教えください。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議員おっしゃるとおり、現在も東藻琴地区に焼却施設がございまして、稼働しているところでございます。

まだ、具体的な建設地は検討中でございまして、現在の焼却施設の付近に建設するという事までは決まっております。

現在の焼却施設を建設するに当たりまして、当然、生活環境影響調査は実施してございますけれども、新たに設置する部分についてもこのような調査をすることが義務づけられておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 57ページ、生活バス路線等維持事業費の増、補助金、公共交通運転手の確保ということで、町がこのような形で取り組むことは本当に重要なことだろうと思います。

一般質問の中でも数人の議員の皆さんから、人材確保の困難性とか、そのようなお話もありました。

たまたま、北見市の新聞広告等を見ますと、タクシー運転手の人材確保ということで、ハイヤー会社が直接、運転手になる方に一定期間の賃金を補償したりするような制度が載っていることがございます。

例えば、美幌では、地元の関係事業者とお話する中で、このような町の支援のほかにハイヤー会社独自に人材確保という面で賃金補償をするとか、そのようなことを事業者で検討するようなお話が議論の中であったのかどうか。

これは会社の経営状況などが違ってきますので、非常に難しいところはあると思いますが、もし、あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

今回の新事業を検討するに当たって、交通事業者とヒアリングを行いました。

その中では、今、議員がおっしゃっていたような賃金の補償について、今後やる予定ですとか、今現在やっているという話はございませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 今の上杉議員と同じく57ページの委託料、生活バス路線云々の中の石北線の利用関係63万円であります。

300人を見込むということで、年度当初に30万円みていたので合わせて90万円、300人という計算だと思うのですが、すみません、間違っていたら指摘してください。去年は30万円をやっと使ったのかどうかということだと記憶しているのですが、今年はこの時期で早速、倍の予算づけをするということは、利用者が増えているということになると思いますけれども、その理由はどの部分にあるのか、お考えをお示してください。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、利用者が増えた要因の一つとしま

しては、今年度からSきっぷとRきっぷ、往復の割引も対象にしたことによって大幅に利用者が増えてきたということと、コロナが5類に移行して観光客全体が増えているということが要因だと考えております。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 私も利用した者の一人としては大変ありがたいなと思い、車内販売を利用した経緯もあるのですが、ちなみにこのような補助制度はいつまで続けるおつもりでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） いつまでという期限は今のところ決めておりませんけれども、石北線の維持ということで、近隣沿線自治体が一体となって石北線を支援しておりますので、その動向も見極めながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 56ページ、辺地対策費、生活バスの公共交通、それと、61ページ、環境保全推進費の花樹育苗についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、56ページ、57ページの石北線利用促進について、お伺いいたします。

大変無理な聞き方かなとは思いますが、けれども、例えば、利用状況が増えればまた補填するという思いだと思います。

これは、思い切って美幌町のため、あるいはJR維持のためにも、今、請負していただいている観光物産協会に、人件費として一括で100万円なら100万円、あるいは150万円なら150万円という形で請負をお願いするという形はできないのでしょうか、まずこれが一つ。

それと、公共交通の支援金の関係で、これは大変ありがたいお話でありますけれど

も、今、大型免許を持っている方に対しての支援だと思っているのです。

これは、その前の育成をするという思いで、今、普通車、中型車、大型車となっていますけれども、その大型車の免許を取るための補助金という形もどこかで考えることはできないでしょうか。

それと、環境保全推進費。

これも的外れなお話ですが、環境保全ということでお聞きください。

ボイラーはちょっとずれているから、それは違うぞということであれば、答弁はしなくてもよろしいです。

今、育苗センターにはハウスが5棟あります。そして、一番奥のほうが丘になっていて、町有地があるのです。あの育苗センターの入り口が非常に狭い。

私も今年3回ぐらい行かせていただきました。その3回とも必ず中から出てくる人、あるいは、僕が行くときは向こうから出てくる人、そして、農家の方たちが下に畑をつくりますので、3回ともぶつかったのです。ということは、ハウスのほうに入る方たちがもう一度バックをしている。そのような不便なところもありますので、それであれば、思い切り一番奥の小高いところ、使っていないところを平らにして、ハウス全体を女満別側、網走側のほうにずらすというお考えはできないでしょうか。

もし、予算と関係ないので答弁できないというのであればそれでよろしいですけれども。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

石北線のJRの利用促進策ということで3,000円を補填している事業でございますが、現在、観光物産協会に委託している状況でございます。

観光物産協会には、手数料も含めて委託料を支出している状況でございますので、御理解いただければと思っております。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、手数料も払っていると。なので、このようにまた利用者が増えれば、また支払うという形になるのでしょうか。

であれば、そのようなものをなくして。いや、できないのであればできないでいいのです。観光物産協会とのお話合いになると思うのです、経費上はいろいろありますから。

一括で、一年なら一年の人件費という形で払っていったほうが、うちらとしては分かりやすいような感じがするのです。

ちょっと、説明の仕方が下手ですけども、その辺を理解できるのであれば。

駄目なら駄目でいいのです。その辺をもう一度、答弁していただけますか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今のやり方は一定の金額、利用される人数を想定し、お願いして手数料を払っていると。

今、大原議員からいただいたのは、途中から補正するのであれば、予想する金額を大きくしてそれをどんとお渡しして、それにかかるものはこの範囲で全部お願いしますよという提案だと思っております。

ですから、そのやり方も可能なのですけれども、もし、今回想定する見込みが当初からしっかりとできれば、多分そのような御質問はいただかなかったのかなと思っています。

いずれにしても、これからは、予算の組み方について少し余裕を持って組む努力をするということと、今の手数料方式から提案があったようなまとめて出して、その中に経費も入るよという形にできるかどうか。

また、これは相手方の問題もありますので、いろいろ協議をさせていただきたいと思います。

御理解いただいてよろしいでしょうか。

お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 今の観光物産協会の人件費についてだけもう一度、説明させていただきます。

観光物産協会補助金の中には、人件費を補助対象として補助金を支払っています。

今回払っているのは、人件費というよりもあくまでも手数料ということでございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 普通自動車の免許をお持ちの方が、大型自動車の免許を取得する費用ということの質問だったと思いますけれども、現在、2種免許の取得費用というのは補助しておりますが、大型免許を取得する際の費用というのは補助を行っていないのが現状でございます。

今後、事業者と随時意見交換等をしていきたいと思いますので、そのようなニーズを把握しながら検討してまいりたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） これは、本当に公共交通、バスあるいはタクシーの運転手だけの話ではないのです。物流関係の全てに関わってくるのです。

ですから、これは美幌町だけでやる問題ではないと思うのです。

特に、北海道というのは、農産物の輸送を全道挙げて、あるいは道が主体となってやってくれるような話でなければならないと、僕は認識しているのです。

今、子供たちは車に関心がなくなっているというのが現実であります。その中でやはり、いかにして、お金がかからないように大型免許だけを取らせる。

今、物流がどのぐらい大事なのかと、物流というか人の流れなどいろいろありま

すから、そのようなものもいかに大事だかというのを教えながら、業者といろいろお話をしていって、そこまで必要ないというのであればそれでおしまいになりますけれども、ぜひともそのような話をさせていただいて、前のめりで進めていただきたいなと思っております。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 貴重な御意見、大変ありがとうございます。

公共交通事業にのみならず、いろいろ運輸に関わる運転手不足というのは、町としても認識しているところでございます。

議員おっしゃるとおり、全体的な取組としての課題という認識を持ってございます。

今回、予算では公共交通の部分に限っての御提案をさせていただいておりますが、今、議員からございました、例えば、2種免許以前の大型免許の取得、こちらにつきましては、美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会の中で免許の取得代、大型自動車免許、中型自動車免許あるいは特殊免許、けん引免許、このようなものの助成を制度として用意されていると聞いてございます。

公共交通のみならず、このような免許取得への支援というのは様々な形でありますので、幅広く周知も徹底していきたいと思っておりますし、特に、また今後の若い世代に対してもしっかりとこの運輸に対する魅力、そのようなものの発信を、町としてもいろいろな形でお手伝いしながら発信していきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 花樹育苗センターの件でございます。

大原議員おっしゃるとおり、確かに、通路が狭くて5月の花苗の配布のときには、利用者の皆様に御迷惑をかけていることは承知しております。

現在考えてございますのは、ビニールハウスが5棟ございまして、その建て替えの際に通路を確保するという事で位置を変更するのが1点。

もう一つは、管理棟とそれに付随して物置にしている建物があるのですが、老朽化しておりますので、例えば、その建物を壊して通路用地を確保するといったことも考えてございます。

大原議員おっしゃったように、北側に1段高い用地がございます。その部分を活用するという事も当然、検討の一つに入っておりますので、本定例会が終わりましたら早速、新年度予算の関係事務がございまして、そのような部分も含めて考えてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第42号

○議長（戸澤義典君） 日程第7 議案第42号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の

67ページになります。

議案第42号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,931万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書76、77ページをお開き願います。

3、歳出。

3款国民健康保険事業費納付金及び4款保健事業費につきましては、財源調整でございます。

6款諸支出金、1項、1目保険税還付金100万円の増額につきましては、国民健康保険税の税額算定の基となります所得状況につきまして、扶養の追加などの所得更正による所得割の減額や旧年度中の資格喪失の手続が新年度になって行われたことなどによります還付金の増により、増額補正を行おうとするものでございます。

続いて、その下、2目償還金

25万2,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免分に対する特別交付金について、例年同様、精算実績に伴い返還するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、74、75ページにお戻り願います。

2、歳入。

5款繰入金、2項基金繰入金2,026万2,000円の減額につきましては、その下、6款繰越金でこの分の財源を前年度繰越金に求め、2,151万4,000円を計上することに伴う財源調整でございます。

以上、議案第42号について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第42号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第43号

○議長（戸澤義典君） 日程第8 議案第43号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案書79ページになります。

議案第43号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金に関する補正でございます。

令和5年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,423万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,435万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明させていただきますので、88、89ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項、2目施設介護サービス給付費につきましては、財源調整でございます。

その下、5款諸支出金、1項、2目償還金2,423万4,000円の増につきましては、令和4年度介護給付費負担金及び交付金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

86、87ページにお戻りいただきたいと思えます。

2、歳入。

7款繰入金、2項、1目介護保険基金繰入金につきましては、今回の補正財源を介護保険基金に求めるもので、2,314万6,000円を増額するものでございます。

その下、8款繰越金につきましては、前年度繰越金108万8,000円を増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第43号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第44号

○議長（戸澤義典君） 日程第9 議案第44号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の91ページをお開き願います。

議案第44号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、水道施設等耐震化事業の補助対象経費の変更に伴い、企業債及び一般会計出資金の補正を行おうとするものであります。

資本的収入の補正。

第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債の補正。

第3条、水道施設等耐震化事業送水管は、対象となる経費の変更に伴うもので、限度額を1億1,140万円から550万円減額し、1億590万円とするものであります。

次に、92、93ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債550万円の減額及びその下、2項補助金、1目国庫補助金800万円の減額につきましては、水道施設等耐震化事業送水管の補助対象経費の減額によるものです。

その下、4項出資金、1目出資金

1,350万円の増額につきましては、企業債及び補助金の減額に伴う財源の不足分を一般会計出資金に求めるものでございます。

以上、御説明申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第45号

○議長（戸澤義典君） 日程第10 議案第45号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の101ページをお開き願います。

議案第45号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、地方公営企業法適用に伴う打切決算により、出納整理期間において会計処理ができなくなりました未収金及び未払金となる特例的收入及び支出額が確定したことに伴う補正、並びに企業債の補正を行おうとするものであります。

資本的収入の補正。

第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

特例的收入及び支出の補正。

第3条、予算第4条の2に定めた特例的收入及び支出の金額3,136万3,000円及び7,141万2,000円を8,897万1,000円及び6,508万6,000円に補正する。

なお、補正後の額につきましては、

106、107ページの開始貸借対照表、流動資産、未収金及び流動負債未払金に記載しておりますので、後ほど御参照を願います。

企業債の補正。

第4条、下水道資本費平準化債は、対象となる経費の変更に伴うもので、限度額を1,140万円から680万円増額し、1,820万円とするものであります。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算書第9条に定めた額を企業債の増額に伴い、680万円減額補正するものであります。

次に、102、103ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債680万円の増額につきましては、下水道資本費平準化債の算出基礎となる減価償却費の変更に伴うものであります。

その下、2項補助金、2目他会計補助金680万円の減額につきましては、先ほど御説明いたしました企業債の増額に伴う一般会計補助金の減額であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第45号令和5年度美幌

町公共下水道事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第４６号

○議長（戸澤義典君） 日程第１１ 議案第４６号令和５年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の１１３ページをお開き願います。

議案第４６号令和５年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

総則。

第１条、令和５年度美幌町の個別排水処理事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、地方公営企業法適用に伴う打切決算により、出納整理期間において会計処理ができなくなりました未収金及び未払金となる特例的收入及び支出額が確定したことに伴う補正を行おうとするものであります。

特例的收入及び支出の補正。

第２条、予算第４条の２に定めた特例的收入及び支出の金額２０４万６、０００円及び６万３、０００円を２０２万２、０００円及び２６９万５、０００円に補正する。

なお、補正後の額につきましては、１１６ページの開始貸借対照表、流動資産未収金及び流動負債未払金に記載しておりますので、後ほど御参照願います。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第４６号令和５年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 認定第１号から

日程第１７ 認定第６号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第１２ 認定第１号令和４年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第１３ 認定第２号令和４年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１４ 認定第３号令和４年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１５ 認定第４号令和４年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１６ 認定第５号令和４年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１７ 認定第６号令和４年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上６件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、６人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和4年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定についてまでは、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、2番馬場博美さん、3番横山清美さん、5番宮崎奈津江さん、8番藤原公一さん、12番松浦和浩さん、13番大原昇さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第18 認定第7号から

日程第19 認定第8号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第18 認定第7号令和4年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第19 認定第8号令和4年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号令和4年度美幌町水道事業会計決算認定について及び認定第8号令和4年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番木村利昭さん、4番高橋秀明さん、6番上杉晃央さん、7番稲垣淳一さん、9番伊藤伸司さん、11番大江道男さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は13時50分とします。

休憩中に両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

たので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に藤原公一さん、副委員長に馬場博美さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に伊藤伸司さん、副委員長に高橋秀明さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

再開は14時20分とします。

午後1時50分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 意見書案第8号

○議長（戸澤義典君） 日程第20 意見書案第8号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第21 意見書案第9号

○議長（戸澤義典君） 日程第21 意見書案第9号肥料・燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第22 意見書案第10号

○議長（戸澤義典君） 日程第22 意見書案第10号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とし

ます。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第23 報告第7号

○議長（戸澤義典君） 日程第23 報告第7号健全化判断比率について。

配信しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないのでありますので、報告第7号健全化判断比率については、これで終わります。

◎日程第24 報告第8号

○議長（戸澤義典君） 日程第24 報告第8号資金不足比率について。

配信しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないのでありますので、報告第8号資金不足比率については、これで終わります。

◎日程第25 報告第9号

○議長（戸澤義典君） 日程第25 報告第9号放棄した債権の報告について。

配信しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないのでありますので、報告第9号放棄した債権の報告については、これで終わります。

◎日程第26 報告第10号

○議長（戸澤義典君） 日程第26 報告第10号令和4年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

配信しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないのでありますので、報告第10号令和4年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎日程第27 報告第11号

○議長（戸澤義典君） 日程第27 報告第11号例月出納検査報告について（5月～7月分）は、配信のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないのであります

すので、報告第11号例月出納検査報告について（5月～7月分）はこれで終わります。

◎日程第28 議員の派遣について

○議長（戸澤義典君） 日程第28 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、配信したとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は配信したとおり派遣することに決定しました。

◎日程第29 閉会中の継続調査について

○議長（戸澤義典君） 日程第29 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、配信のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年第5回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時26分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員